平成２３年（フ）第１１７５号
宮城県名取市那智が丘３丁目８番地の２
債務者　藤原さな江
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６２号
千葉市若葉区千城台東４丁目19番３棟405号
債務者　山屋美登利
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７７号
千葉県八千代市大和田新田108番地５　三竹グリーンハイツ202号
債務者　稲葉亜也子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９３号
千葉県船橋市藤原６丁目37番15号
債務者　小野つね子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１３号
千葉県船橋市山手２丁目３番３棟106号
債務者　松尾　由香
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１５９号
千葉県市川市鬼高２丁目15番18号　パレロワイヤル102号
債務者　宇井　辰馬
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２１７号
名古屋市西区又穂町１丁目16番地の１　リバティハイツ209号
債務者　髙橋　広好
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７号
兵庫県姫路市市川台１丁目109番地、従前の住所鹿児島市中山町1365番地１　Ｂ―203
債務者　山下　真輔
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４９号
兵庫県姫路市飾磨区玉地１丁目100番地　プレステージ飾磨駅前301号
債務者　山口　睦美
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５１号
兵庫県姫路市飾東町庄135番地４
債務者　西森まどか
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１０号
北海道小樽市赤岩２丁目８番10号
債務者　児玉　義嗣
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１１号
北海道小樽市赤岩２丁目８番10号
債務者　児玉　清子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１９号
北海道苫小牧市字錦岡270番地の529
債務者　鈴木　勝巳
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２０３号
青森県八戸市下長４丁目11番20―21号　県営住宅、前住所青森県八戸市高州１丁目６番12号　サンライズ・インＡ101
債務者　竹内　　優
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第４号
青森県八戸市多賀台３丁目７番地１　グリーンヒルズ202
債務者　坂本紅美子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第６号
青森県八戸市小中野８丁目７番16号
債務者　須藤　剛史
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第８号
青森県八戸市大字沢里字二ツ屋３番地３、前住所神奈川県小田原市国府津1743番地１　サンハイツ海野101
債務者　大久保映子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係